

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

「手をつなぎ、明日をひらく元気都市」再生プラン

2 地域再生計画の作成主体の名称

愛媛県、四国中央市

3 地域再生計画の区域

四国中央市の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地域特性

本市は、川之江市、伊予三島市、土居町、新宮村が合併し、平成 16 年 4 月 1 日に誕生した。愛媛県の東端部に位置し、東は香川県、南東は徳島県、南は四国山地を境に高知県と面しており、四国で唯一 4 県が接する地域となっている。

人口約 9 万 3 千人（約 3 万 7 千世帯）、面積約 420km²で、東西に約 25km の海岸線が広がり、その南に比較的幅の狭い市街地を形成している。さらに南には、急峻な法皇山脈から四国山地へと続く山間部を擁しており、その豊かな自然により水という恵みを与えられ、産業や生活が支えられている。

海岸線東部には全国屈指の製紙・紙加工業の工業地帯が形成されている。パルプ・紙・紙加工品製造業の製造品出荷額等は全国一位であり、本市の産業を特色付けている。

本市には三島川之江・土居・新宮の 3 つの高速インターチェンジと川之江・川之江東の 2 つのジャンクションがあり、四国の高速道路網を象徴する「エクスハイウェイ」の中心に位置しており、四国各県の県庁所在地のいずれにも、ほぼ 1 時間で連絡されている。海路では、四国最大規模の国際貿易港として四国ロジサイトの建設が進められている。また、四国屈指の多目的国際ターミナル（平成 25 年度末完成予定）に立地しているため、海上貨物を取り扱う際にも絶好のロケーションにあり、海路で海外と直結することが可能であることから、エクスハイウェイの効果が一層高まるものと期待される。

このような中、本市においては、四国の中央に位置し、エクスハイウェイのクロスポイントであることを活かし、既存の製紙関連産業の集積を基盤とした産業都市の形成、豊かな海・山の自然との共生を図った生活空間の形成といった方向でまちづくりを進めている。

4-2 地域再生の課題

本市は主要幹線道路である国道 11 号及び四国横断自動車道（松山自動車道）により東西方向の交通軸が形成されており、これに並行する形で、市域は大きく 3 つのゾーン、「産業物流ゾーン」、「市街地ゾーン」、「自然海浜・山間交流ゾーン」に分けられている。

産業物流ゾーンは臨海部に位置し、製紙・紙加工業を基幹とする工業が集積しているため、物流機能が周辺に集中しており、道路環境や周辺住民への環境負荷が懸念されるが、今後も四国中央市の経済を牽引する基幹産業として紙産業クラスターの形成を図る必要がある。

市街地ゾーンは、多くの市民が暮らし、各種の都市施設が集積しており、経済活動の拠点となっているが、産業物流ゾーンに隣接しており産業道路への通過交通も多い。加えて、全国と同様に少子高齢化が進んでおり、これに対応するため、地域住民が安心して利用できる生活環境や沿

道環境を創出することが課題となっている。

自然海浜・山間交流ゾーンは、豊かな自然資源を蓄えており、集客性の高い観光地も多い。特に山間交流ゾーンは、観光に加え、広く林業が営まれ、重要な水源地ともなっている。ゾーンの大半を占める森林は防災面からも市民生活と密接に結び付いているが、林業の後継者不足による森林の荒廃を防ぎ積極的な環境保全を図るため、林業の作業効率を向上させる必要がある。

各ゾーンが抱える課題を解消するため、以下について道整備交付金により整備を行う必要がある。

- ①産業物流ゾーンの物流機能を向上させるとともに、環境負荷を軽減するための幹線道路整備
- ②市街地ゾーンの安全性・快適性を向上させるための道路環境改善及び整備
- ③地場産業の一つである林業の振興及び森林観光資源の保全を図るための林道整備

これらの整備事業を一体的に行うことで、交流人口の増加を図り、人・物・環境、それを支える地域交流や各ゾーンの一体化を目指し、新しい明日を切り開いていく元気溢れる協働都市づくりを推進する。

以上のような点を踏まえ、地域再生の目標を以下のとおりとする。

(目標 1) 産業交通の快適性向上

臨海部を中心とした産業道路の快適性向上を図ることにより、効率的な物流を促進し、周辺地域への環境負荷を軽減する。

【対象路線】

市道港通井地線、市道国道海岸線、市道金子豊岡海岸線、市道豊岡寒川海岸線

【評価指標①】 道路劣化による走行時不快性解消

走行時不快指数： 91.8 (平成 22 年) → 60.0 (平成 26 年) [約 35%減]

※走行時不快指数：自動車走行時の上下方向加速度 (G) = 振動幅を延長あたりに換算した値で、平成 26 年目標値は、舗装 (改良) 済み市道における現況値と同等の値である。

(目標 2) 生活道路の安全性向上

日常生活に密着した生活道路において、必要緊急度に応じて整備を行うことで、道路利用者の安全性を確保し、利便性向上を図る。特に通学通行量の多い路線の補修、幅員狭小、線形不良などの改良により、事故誘発要因を改善する。

【対象路線】

市道小富士長津線、市道北野土居線、市道青山長瀬線、市道大倉東線

【評価指標②】 事故危険箇所の改善

事故危険箇所： 4 箇所 (平成 22 年) → 0 箇所 (平成 26 年) [4 箇所減]

(目標 3) 森林施業の推進及び森林の公益機能の向上

地場産業である林業を支える林道の整備により、林内作業や輸送の効率化を図り、林業の振興や活発な山間交流を促進する。

【対象路線】

広域基幹林道法皇線

【評価指標③】 施業可能面積の増加

施業可能面積： 677ha (平成 22 年) → 944ha (平成 26 年) [267ha 増]

【評価指標④】 間伐実施面積の向上

間伐実施面積： 30ha (平成 22 年) → 70ha (平成 26 年) [40ha 増]

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

幹線市道の整備により、利用者が快適かつ安全に利用できる道路空間の創出を目指すとともに、円滑な物流を促進することで産業活動の支援を図る。また、林道整備により地場産業である林業の従事者の安全性を確保し産業振興を図る。なお、当該林道は概ね平成 36 年に全線供用を目指しており、山間部と市街地を結ぶ広域ネットワークとしての機能が期待される。

主要な整備路線の概要は以下のとおりである。

(1) 産業交通の快適性向上

臨海部に位置する 4 路線（市道港通井地線、市道国道海岸線、市道金子豊岡海岸線、市道豊岡寒川海岸線）は、路線の舗装修繕により臨海部に集積する製造業事業所を発着とする産業交通の円滑化を図ることで産業活動の支援を行う。

(2) 生活道路の安全性向上

広域ネットワーク、交通結節点の周辺道路として産業交通だけではなく、地域住民の利用が多い路線 4 路線（市道北野土居線、市道小富士長津線、市道大倉東線、市道青山長瀬線）は、路線の舗装修繕や改築により、道路利用者の安全性や利便性向上を図り、沿道環境の改善を図る。

さらに市道青山長瀬線は、旧新宮村中心部の周辺集落と主要幹線道路とのアクセス性を高め、市道大倉東線は住宅密集地のネットワーク機能を強化している。安全性や利便性の向上に加えて、地域間交流の促進が期待される。

(3) 森林施業の推進及び森林の公益機能の向上

四国中央市南部の林道 1 路線（広域基幹林道）は、急峻な法皇山地の北側斜面に位置しており、地域林業の骨格を成す路線としての機能が期待される。林道の整備により林内作業の効率化を図り、計画的な造林・保育を促進する。

また、広域基幹林道は、概ね平成 36 年までに全線供用 [18, 100m] が予定されており、これによって山間交流ゾーンのネットワーク機能が向上し、市街地ゾーンとの交流連携が期待される。

5-2 法第 5 章の特別の措置を適用して行う事業

道整備交付金を活用して行う事業【A3001】

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を終了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ①市道 北野土居線：道路法に規定する市道に昭和 58 年 4 月 1 日に認定済み
- ②市道 小富士長津線：道路法に規定する市道に昭和 62 年 3 月 27 日に認定済み
- ③市道 豊岡寒川海岸線：道路法に規定する市道に昭和 62 年 3 月 27 日に認定済み
- ④市道 金子豊岡海岸線：道路法に規定する市道に平成 2 年 2 月 2 日に認定済み
- ⑤市道 国道海岸線：道路法に規定する市道に昭和 61 年 3 月 24 日に認定済み
- ⑥市道 港通井地線：道路法に規定する市道に昭和 61 年 3 月 24 日に認定済み
- ⑦市道 大倉東線：道路法に規定する市道に昭和 62 年 3 月 27 日に認定済み
- ⑧市道 青山長瀬線：道路法に規定する市道に平成 5 年 8 月 12 日に認定済み
- ⑨林道 法皇線：森林法による東予地域森林計画（平成 16 年樹立）に記載

【施設の種類：事業区域【事業主体】】

- ・市道：四国中央市 [四国中央市]
- ・林道：四国中央市 [愛媛県]

【事業期間】

- ・市道：平成 22 年度～平成 26 年度
- ・林道：平成 22 年度～平成 26 年度

【整備量】

- ・市道：L=9,010m
- ・林道：L=3,800m

【事業費】

- 総事業費：1,320,000 千円（うち、交付金 660,000 千円）
- ・市道：780,000 千円（うち、交付金 390,000 千円）
 - ・林道：540,000 千円（うち、交付金 270,000 千円）

5-3 その他の事業

5-3-1 基本方針に基づく支援措置

該当無し

5-3-2 基本方針に掲げられた支援措置によらない独自の取組

(1) 環境共生都市の整備推進

豊かな自然と共生した潤いある地域環境を創造するため、計画的な土地利用の推進や循環型社会の構築を柱とした積極的な環境対策を推進する。

【主要な事業〔事業主体〕】

東部臨海土地造成事業〔四国中央市〕

恒常的な土地不足に起因する様々な問題解決のため、東部臨海地区の土地造成事業を行い、住みよい都市環境を整備する。これにより、工業用地の確保、住工分離並びに緑地の確保、廃棄物処分地の確保を進める。

寒川東部臨海土地造成事業〔四国中央市〕

住工混在による住環境を改善するため、市内中小企業移転用地及び製紙産業から発生する産業廃棄物の処分地確保を進める。

(2) 高度な産業構造の創出

特色ある産業の集積と地域資源を活かすことで、既存産業の高度化や新たな産業の育成を促進し、高次産業群の形成を進める。

【主要な事業〔事業主体〕】

西部臨海土地造成事業〔四国中央市〕

港湾貨物の増大や船舶の大型化に対応した係留施設の整備や産業廃棄物処分場の確保、また、住工混在を解消し生活環境の保全を進める。

金子地区臨海土地造成事業（エクスポート四国ロジサイト）〔四国中央市〕

国・県が整備する多目的国際ターミナル背後において、貨物の保管や荷捌きを効率的かつ円滑に行うための港湾関連用地の確保及び住環境の保全を目的として、都市再生開発用地の造成を進める。

三島川之江港金子地区港湾整備事業〔国土交通省、愛媛県〕

重要港湾である三島川之江港において四国最大級の多目的国際ターミナルとして計画され、5万トン級貨物船の接岸可能な大型岸壁（国施工）が整備されている。〔一部、平成 20 年 3 月に暫定供用〕

埠頭用地については、四国最大規模である 16ha が整備され（県施工）、コンテナ保管と荷さばきの効率化が可能となる。あわせて小型船だまりとして、係留困難な漁船や無断係留対策として新たに係留施設を整備し、円滑で安全な港湾の利用を促進する。また、シンボル公園を中心に緑地を整備し、アメニティ豊かなウォーターフロントを創出する。〔平成 19 年 11 月に小型船だまり竣工〕

(3) 交流拠点都市基盤の構築

都市基盤の総合的整備として、幹線道路網と結ぶ地域内道路の整備拡充を進めるほか、ユニバーサルデザインのまちづくり、様々な市民活動や交流事業の拠点となる施設や公園、余暇基盤等の整備を進める。

【 主要な事業 [事業主体] 】

江ノ元地区住宅市街地総合整備事業 [四国中央市]

当該地区は漁村として形成され、老朽化の進む木造住宅が密集しており、地区内の道路網は幅員3m未満の市道、里道である。このため緊急車輛の通行も困難で火災時の延焼の危険、日照障害等、防災面・居住環境面において問題を抱えている。

これらの問題を解消するため、老朽建築物等除却、道路整備、公園整備、賃貸コミュニティ住宅の建設等を進める。

都市再生整備計画（宮川周辺地区）による事業 [四国中央市]

快適にいきいきと住み続けられるまちづくりの創造を目的とし、地域の歴史的資源を活かした個性あるまちづくりを行い、地域の愛着心や生活拠点としての役割を高める。また、歩道の整備等を含めた交通利便性の向上を図り、交通弱者の市街地へのアクセス機能向上を進める。

※個別事業は以下の通りである。

- ・道路事業：中曾根三島港線、かみまち通り線
- ・公園：西参道公園
- ・地域生活基盤施設：ポケットパーク
- ・高質空間形成施設：植栽

6 計画期間

平成22年度～平成26年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4に示す地域再生計画の目標については、計画終了後に必要な調査を実施した上で、達成状況や内容を評価・検討し、その結果を公表することとする。

(目標1) 産業交通の快適性向上

【評価指標①】 道路劣化による走行時不快性解消

- ・評価主体：四国中央市
- ・評価手法：3軸加速度計測機器搭載車両により、事業済み箇所を走行し振動データを取得し、走行時不快性を算出する。現況調査（実施済み）と同様に調査を行う。

(目標2) 生活道路の安全性向上

【評価指標②】 事故危険箇所の改善

- ・評価主体：四国中央市
- ・評価手法：当該箇所の整備状況を現地調査し判断する。

(目標3) 森林施業の推進及び森林の公益機能の向上

【評価指標③】 施業可能面積の増加

- ・評価主体：四国中央市、愛媛県
- ・評価手法：利用可能区域内の林道整備状況を現地調査し、施業の可否を判断する。

【評価指標④】 間伐実施面積の向上

- ・評価主体：愛媛県
- ・評価手法：間伐実施面積データにより判断する。

- 8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項
該当無し